

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水・土砂災害ハザードマップ】(会員の位置図)

飯南町は、広島県との県境と中国山地の脊梁部に位置し、町内の約9割を山林・原野が占めている。また周囲を1000m前後の山々に囲まれ、平坦地の標高は約450mと、県内でも代表的な高原地帯となっており、町全域が豪雪地帯となっている。かつての出雲国・石見国・備後国の3国にまたがるいわゆる国境の地であり、また山陰・山陽地域を結ぶ中国山地の要衝として古くから開発された。森林セラピー基地に認定されている。

年間平均気温は14.3°C前後となっており、県下でも有数の高冷地帯である。県庁所在地である松江市と比較して、年間平均気温は約3.5°C低く、冬は寒さが厳しく、反面夏は過ごしやすい気候となっている。また、年間降水量は2,161mm、年間積雪量は78cmとなっている。

飯南町のハザードマップによると土石流に対する危険区域が多く設定されている。

ハザードマップ (別紙)

【地震災害】

県は、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、平成28年度から平成29年度にかけ「島根県地震・津波被害想定調査」を実施した。町は、この調査結果を踏まえ、一層の防災対策を推進する。

1 想定地震の設定 想定地震は、島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10の地震を設定している。

表1-1

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	青森県西方沖合 (F24)断層の地震	8.4	—	—	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査

海 域 の 地 震	島根半島沖合 (F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合 (F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層 の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

【雪害・冷害】

飯南町は、島根県の指定する豪雪地帯に入っており、積雪による交通の遮断や家屋の倒壊などになどに警戒が必要な地域となっている。

本所・頓原支援センターとともに家屋損壊などの兆候はなく、安全性は確認できており直接的な被害を受けるリスクは少ない。

【原子力災害】

飯南町は島根県の定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」には該当しないが、災害発生時には行政などと連携し被害状況に応じた対応を求められる可能性がある。

(2) 商工業者の状況

少子高齢化による地域内消費の低下により小規模事業者数は減少傾向にある。特に、卸小売業の減少が顕著になっており地域住民、特に高齢者の生活機能維持を支えている業種の減少は大きな課題である。

(R7.4.1)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	55	50	
	製造業	41	35	
	卸小売業	71	69	
	サービス業	81	74	
	その他	37	35	

(3) これまでの取組

【飯南町の取組み】

- ・地域防災計画の策定
- ・自主防災組織の育成
- ・消防団員の育成強化
- ・災害時における各種支援に関する協定の締結
- ・男女双方の視点に配慮した防災対策の推進
- ・災害対策本部の機能強化
- ・防災情報の発信強化
- ・ハザードマップの周知徹底
- ・指定避難所の指定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の整備

【飯南町商工会の取組み】

- 事業継続計画の策定、周知
- 地震保険、火災保険への加入促進
- 防災研修、BCP セミナーの開催

II 課題

【組織体制について】

令和7年2月に飯南町商工会事業継続計画を策定したことで、職員の災害発生時における危機管理については一定の理解を深めることが出来た。他方で、実際に大規模災害が生じた際、災害対策本部に必要な職員の参集が可能か、また、防災備品や設備についても脆弱なことが浮き彫りとなり、早急に防災備品等の整備が必要である。

III 目標

- 地区小規模事業者に対し自然災害リスク感染症等リスクを認識して頂き、事前対策の必要性を周知する。
- 発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と島根県商工会連合会、飯南町及び県との間における被害情報ルートを平時から構築する。
- 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 小規模事業者における事業者 BCP の策定を促進する。

【事業者 BCP 策定促進の成果目標】

指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCP 策定事業者数	1	1	1	1	1
普及セミナー開催件数	1	1	1	1	1

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

以下のとおり飯南町商工会は飯南町とともに事前の対策に取り組み、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制を整える。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- BCP に関する専門家を招き、普及啓発セミナーを実施する。
- 巡回指導の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 飯南町商工会の広報誌やホームページにおいて、国、県、市の施策情報、各種損害保険の概要、事業継続力強化計画の内容や重要性等の情報発信を行う。

2) 飯南町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年2月に策定(別添)

3) 関係団体等との連携

- ・島根県商工会連合会等の支援を得ながら、BCP 策定支援のノウハウの取得と災害の備えとしての共済・保険関係の知識習得に努める。
- ・飯南町と連携し、防災情報の収集に努める。

4) フォローアップ

- ・事業者 BCP 等の取り組み状況を確認する。
- ・飯南町と連携し、飯南町防災計画との整合性を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害発生の想定に基づき、飯南町との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等の発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえたうえで、以下のとおり町内の事業者支援対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・職員は、発災後に、電話（携帯）、メール、LINE が使用できる場合、速やかに事務局長に安否を報告し、以後の行動について事務局長の指示を受ける。
- ・前述の連絡手段が使用できない場合、自身及び家族の安全が確保できたら、道路状況を踏まえて自動車の使用または徒歩が可能であれば出勤し指示を受ける。

2) 応急対策の方針決定

- ・事務局長は、職員の安否確認を行い、業務従事可能な職員により被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、会長の指示のもと必要な体制をとる。
なお、事務局長が被災した場合は、次席の職員が行う。
- ・飯南町商工会は、町内事業者の大まかな被害状況を飯南町と共有する。
- ・被害状況の報告間隔については、飯南町の指示に従う。
- ・被害状況の規模は、次表を目安とし被害状況は【被害状況調査票】(様式は P8 参照)にとりまとめる。

【被害状況の目安】

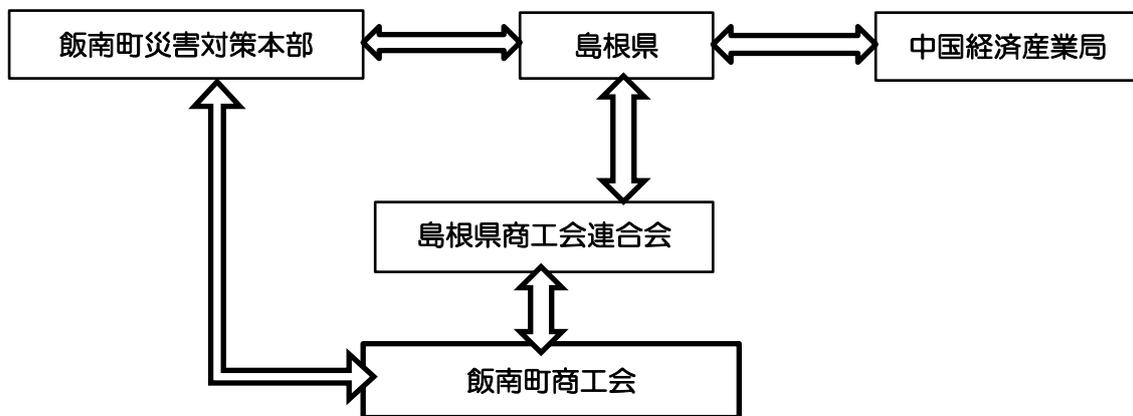
被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令系統・連絡体制を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- 二次災害の発生を防止するため、被災している地域での活動を実施するか決定する。
- 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法は、あらかじめ飯南町と調整しておく。
- 飯南町商工会と飯南町が共有した情報は、県が指定する【被害状況調査票】（様式はP6参照）により、FAX またはメールで、島根県商工会連合会を經由して島根県商工労働部 中小企業課へ報告する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

【発災時の連絡ルート】



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和7年12月現在)
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[飯南町商工会 事務局長] <--> B[飯南町商工会 法定経営指導員]; B <--> C[飯南町]; B <--> D[支援センター];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名(連絡先は、後述(3)を参照)	
・経営指導員 新 健太郎	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)	
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行。	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会	
飯南町商工会	
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名877-1	
TEL0854-76-2118 FAX0854-76-2955	
支援センター	
〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原2212-3	
TEL0854-72-0907 FAX0854-72-1239	
②関係町	
飯南町役場	
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880	
TEL0854-76-2211 FAX0854-76-2221	
頓原基幹支所	
〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原2064	
TEL0854-72-0311 FAX0854-72-1775	
その他	
・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	260	260	260	260
・ 専門家派遣		200	200	200	200
・ セミナー開催	100	60	60	60	60
・ 防災、感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、島根県小規模補助金、飯南町補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。